3. This Protocol shall remain in effect as long as the Convention remains in force.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at Luxembourg on this twenty-fifth day of January, 2010, in the English language.

For the Government of Japan:

For the Government of the Grand-Duchy of Luxembourg:

Luc Frieden

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第十五号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約

日本国及びオランダ王国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　オランダについては、

(i)　所得税

(ii)　賃金税

(iii)　法人税（鉱業法に従って天然資源の開発の純利得のうち政府への割当てが課される部分を含む。）

(iv)　配当税

（以下「オランダの租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「オランダ」とは、オランダ王国のうちヨーロッパに位置する部分（領海及びその領海の外側に位置する区域であって、オランダが国際法に基づき管轄権又は主権的権利を行使する区域を含む。）をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオランダをいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオランダの租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　オランダについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(k)　「国民」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii)　オランダについては、オランダの国籍を有する全ての個人及びオランダにおいて施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体